

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年7月20日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を17年6月1日に、資格喪失日に係る記録を18年7月20日とし、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月1日から18年7月20日まで
私は、申立期間において、B事業所に勤務していたにもかかわらず、年金記録が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している事業主及び同僚の名前並びに適用事業所名簿から、申立人が勤務していた事業所は、A社であると考えられるところ、申立人は、「申立事業所には、開戦日の昭和16年12月8日から勤務し、C社に徴用される18年8月頃まで勤務した。」と主張しており、入社から退社に至る申立人の記憶が具体的で鮮明な上、申立人のオンライン記録(昭和18年7月20日にC社で厚生年金保険被保険者資格を取得)ともほぼ一致しているとともに、申立人が青年学校で一緒だったとして名前を挙げた者も、「申立期間において、申立人は、A社に勤務しており、開戦日頃から同社の同僚とともに、青年学校に通っていたと思う。また、申立人は、同社を勤務中に徴用となりそのままC社で勤務するようになり、A社を退社後、C社へ勤務するまでの間で、仕事をしていない期間は無かったと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「申立事業所に勤務する前に勤めていたD加工会社の同郷の同僚が、同郷の申立事業所の工場長の紹介で、同事業所に勤務するようにな

り、その1年後に私も当該工場長の紹介で同事業所に勤務するようになった。」と主張しているところ、労働者年金保険制度が施行された昭和17年1月1日付けで、当該同僚が、A社において、労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を記憶している同僚のうち、筋肉労働に従事していたと考えられる同僚のほぼ全てに、A社における労働者年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人が記憶している従業員数と年金手帳記号番号払出簿で確認できる労働者年金保険制度が施行された昭和17年1月1日時点における同社の労働者年金保険被保険者数はおおむね一致している。

一方、昭和17年1月1日から同年6月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない労働者年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、当該期間について、同保険被保険者として算入される期間には該当しないことから、申立人が当該期間において同保険被保険者であったと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和17年6月1日から18年7月20日までの期間において、A社に勤務し、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、同世代の同僚の標準報酬月額の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年6月から18年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社し、平成17年3月31日に退社するまで継続して勤務していたが、昭和48年9月1日付けで、同社C事業部から同社D事業部に転勤の際、厚生年金保険被保険者期間に1か月の欠落がある。本来、資格喪失日と資格取得日は同一日でなければならないが、資格喪失日が同年8月31日、資格取得日が同年9月1日となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る社員プロフィール及び被保険者管理台帳、E健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年9月1日に同社C事業部から同社D事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年8月の月額変更の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8

月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を A 社 C 事業部における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川国民年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から52年9月まで

私が20歳になった昭和45年*月に、母が、国民年金の加入手続をし、家族（父、母及び妹）の分と一緒に申立期間の保険料を納付していた。

家族には未納期間がないにもかかわらず、私だけ申立期間が未納となっていることに納得ができないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった昭和45年*月に、母が、国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を家族の分と一緒に納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によると、同番号の前後の払出状況からみて53年7月以降に払い出されていることが推認でき、その時点で申立期間のうち、少なくとも45年1月から51年3月までの期間は、時効により納付できなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間及び59年7月から平成2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 昭和59年7月から平成2年1月まで

私は、結婚（昭和62年6月）するため郷里に戻った際に、A町役場（現在は、B市）で国民年金に加入する手続きを行い、同役場からもらった納付書により、総額20万円の保険料を10万円ずつ2回に分けてC銀行D支店で納付し、以後も毎月納付していた。25年前のことなので領収書は無いが、確実に納付しているはずであるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号が払い出された時期及び申立人に係る国民年金被保険者名簿に記載された年金手帳の交付年月日から、申立人は、平成4年3月頃に国民年金への加入手続きを行ったと推認されるが、この時点において、申立期間①及び②に係る保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、申立人に別の同記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和62年6月頃に国民年金への加入手続きを行い、申立期間①及び申立期間②のうち、59年7月から62年5月までの約4年間の保険料額20万円程度を10万円ずつ2枚の納付書に分けて、それぞれ納付した。」と主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続きを行ったと推認される平成4年3月の時点で納付することが可能であった、2年2月から4年2月までの保険料は納付済みとなっており、当該保険料額約21万円のうち、過年度分保険料と現年度分保険料は、それぞれ約11万円と約10万円であることから、当該保険料を申立期間の保険料と誤認している可能性は否めない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年1月まで
国民年金に加入した時期は覚えていないが、勤務していた会社を退職後、母が加入手続を行い、前納で保険料を納付してくれていた。
国民年金に加入後は、保険料を滞納したことは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による同番号の前後の払出し状況等から、平成6年4月頃に払い出されていることが推認でき、平成6年度から9年度までの保険料を、毎年度前納していることが確認できるところ、当該払出し時点で、申立期間のうち、平成3年8月から4年2月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、当該加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は記憶が定かではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から57年1月まで

昭和52年3月1日に勤めていた病院を結婚のため退職した後、年金の空白期間があってはいけないと考えていたので、結婚後、A市に転居してから、同年3月中に市役所の国民年金の担当課に出向き国民年金（付加年金を含む。）の任意加入手続を行った。加入手続を行った時、年配の男の人が「任意で強制ではないけれど、将来の年金受給期間に入るので、加入されるのはとてもいいことですよ。」と言ってくれたのをはっきり覚えている。

その後郵送されてきた年金手帳には、「付加年金任意」、「昭和57年2月26日」と記載されていたが、同手帳が郵送されてきた頃は、子育てに忙しい頃でもあり、その時は別におかしいとも思っていなかった。

しかし、記憶に誤りがなければ、昭和54年生まれの長女がまだ生まれていない52年3月に、一人で国民年金の加入手続に出向いたと思うので、任意加入したのが57年2月26日になっていることに納得できない。

また、昭和52年3月に国民年金に加入後、5年間の保険料（付加年金を含む。）は銀行で納付したが、領収書は捨ててしまったと思う。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管するA市に係る国民年金受付処理簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間直後の昭和57年2月頃に払い出されていることが推認できる上、A市が作成していた国民年金被保険者名簿には、申立人が同年2月26日に国民年金（付加年金を含む。）に任意加入していることが記録されていること、及び当該記録は申立人が所持している年金手帳の記録と一致していることを踏まえると、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、

制度上、申立人は申立期間の保険料を納付することができず、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和 52 年 3 月中に国民年金の加入手続を行った時の A 市役所庁舎がどのような建物であったか記憶にないが、庁舎は B 公園の道路を挟んで北側の現在の市役所庁舎がある所にあった。国民年金の担当課は庁舎 1 階の左側の端にあった。」としているが、A 市は、「52 年 3 月当時の国民年金担当課（保険年金課）は、現在の B 公園の所にあった A 市立体育館に設けられていた仮庁舎内にあった。」としており、申立内容と符合していない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで
③ 平成 9 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

ベースアップがあつたにもかかわらず、平成 8 年 4 月 1 日に標準報酬月額が 50 万円から 41 万円に下がっているのはおかしい。給与明細書の支給額どおりの標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間①、②及び③に係る給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っている月があるものの、船員保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と全て一致していることが確認できる。

また、申立期間①について、A社を継承するB社から提出された「船員保険被保険者標準報酬改定通知書」により確認できる標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同社の社会保険事務担当者は、「平成 8 年 4 月 1 日の申立人の標準報酬月額は、『汽船告示による算定方法』（昭和 34 年 7 月 28 日付け厚生省告示第 233 号）に基づき算出された係数（船員保険に係る標準報酬月額を算定する場合に、基本となる固定給の額

に乗ずる係数)が低くなったことにより減額になっている。」と回答しており、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された船員保険被保険者報酬月額算定表等を基に、前述の係数を用いて算定される標準報酬月額も、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらず、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡も見当たらない。

加えて、申立期間②及び③について、C社、及びB社から提出された「船員保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により確認できる標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 12 日から 47 年 12 月 1 日まで
② 昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。しかしながら、同手当金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は昭和 50 年 5 月に婚姻しているが、前述の厚生年金保険被保険者原票及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名欄は、婚姻前の姓から婚姻後の姓に変更されている上、同払出簿によると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された 52 年 3 月 8 日と近接した同年 2 月 22 日に当該変更処理がなされたことが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金の請求に併せて氏名変更処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱手」等の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している同被保険者証には「脱手」の印が確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月7日から同年7月23日まで
② 昭和21年11月10日から27年5月16日まで

平成22年4月に日本年金機構からねんきん定期便が届き、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職する際、脱退手当金を受け取った覚えも無いので、調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和27年5月16日の前後約2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性26人の支給記録を調査したところ、申立人を含む13人に支給記録が確認できる上、A社は、「当時は退職者に脱退手当金についての説明を行い、本人から請求の依頼があれば、会社が社会保険事務所（当時）へ請求書の提出を代行していた。退職後長期間経過している人についても、本人から請求の依頼があれば、代理で請求手続を行っていたようだ。」と回答しており、同社から提出された厚生年金保険給付関係記録簿の申立人の欄には、昭和28年4月8日に脱退手当金を請求し、C郵便局において支給されたことを同年5月20日に確認している記録が記載されているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「脱手」の表示と共に、申

立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録が記されている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から28年2月15日まで
昭和63年頃、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認した際、申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知ったが、当時は脱退手当金のことについて分かっていなかったのもそのまま年金を受給していた。しかしながら、平成22年に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いたのを契機に、もう一度調査してもらおうと思った。

申立期間当時は、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職する際、脱退手当金を受け取った覚えも無いので、調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和28年2月15日の前後約2年以内に資格喪失した女性19人の支給記録を調査したところ、11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人を含む全員が資格喪失日から4か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「脱手」の表示と共に、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和28年3月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 26 日から 48 年 9 月 26 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて初めて申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。

しかしながら、申立期間の事業所では厚生年金保険に加入している認識は無かったので、脱退手当金を請求するはずもなく、脱退手当金を受け取った記録とされているのは納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 1 日から 27 年 5 月 12 日まで
② 昭和 27 年 8 月 15 日から 30 年 2 月 17 日まで

年金事務所で申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。

しかしながら、同手当金を受け取った覚えは無いので年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄には、申立期間に係る脱退手当金の支給額、資格期間及び支給年月日が記載されている上、当該支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、老齢年金を受給するためには、原則 20 年以上厚生年金保険に加入する必要があるところ、その後昭和 36 年 4 月 1 日に国民年金に加入するまで厚生年金保険への加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月5日から34年5月9日まで

昭和34年5月、A社B工場を結婚のため退社する際、脱退手当金の話があり、知人にどうしたらよいかを調べておいてほしいと依頼して帰郷した。同年11月頃、知人から私の厚生年金保険被保険者証が送られてきたが、退職後は同年11月に結婚、翌年に長男が誕生し、育児と家事に専念する日々を送っていたこともあり、当時は脱退手当金のことには念頭に無かった。その後、平成6年1月の年金の裁定請求時に脱退手当金を受給していることを初めて知ったが、私は脱退手当金を受給した覚えは無く、他人に支給していると思うので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年5月9日の前後約1年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性17人の支給記録を調査したところ、14人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む10人は資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「退職時に会社から脱退手当金についての説明が有り、請求関係書類を渡された。退職後しばらくして会社に請求書を提出し、会社が請求事務を代行してくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持

している再交付された同被保険者証には「脱」の印が確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年9月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。